

臨時休業、非常変災時の給食対応

令和8年9月配布

1. 感染症等による学級閉鎖・臨時休業について

インフルエンザ等の感染症により、学級閉鎖等が発生した場合、急な物資の納品停止や数量変更をお願いする場合があります。ご協力お願いします。

- ・ 学級閉鎖等が発生した場合、翌々日分の数量変更をお願いする場合があります。食品ロス削減のため、できる限りのご協力をお願いいたします。
- ・ 数量変更できないが納品数量を減らした場合や臨時休業になった場合、物資代金の支払いが必要な物資については、通常通り請求してください。請求書には請求が必要な理由(状況)を記載してください。
(例) 廃棄したため。他に転売できないため。半額にて転売したため減額請求。など

2. 気象警報発令による臨時休業時の対応

午前7時現在、「岸和田市」に「レベル5大雨特別警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル3大雨警報」または「暴風(雪)特別警報」「暴風(雪)警報」が発令された場合、全小中学校が「臨時休業(給食中止)」となります。

- ・ 詳細は3ページ「気象警報発令時の学校園対応」参照
- ・ **全校臨時休業に伴い、当日配送分(当日使用分)は納品停止となります。**
- ・ 全校臨時休業する場合、学校給食課または学校から納入業者へ納品停止の連絡をします。
災害状況により連絡できない場合がありますが、納品停止の対応をお願いします。
- ・ 台風接近のように事前に警報発令を予測できる場合は、事前に学校給食課または学校から臨時休業時の対応の連絡をします。
- ・ 午前7時以降に全校または学校単位で給食を中止する場合や、学校長判断により学校単位で給食を中止する場合があります。その場合、学校または学校給食課から連絡をしますので、対応のご協力をお願いします。
- ・ 物資代金の支払いが必要な物資については、通常通り請求してください。請求書には請求が必要な理由(状況)を記載してください。
(例) 廃棄したため。他に転売できないため。半額にて転売したため減額請求。など

3. 地震・津波等の発災時

震度5弱以上の地震が発生した場合、全小中学校が「臨時休業(給食中止)」となります。
津波(大津波)警報が発令された場合、学校単位で給食中止となります。

- ・ 4ページ「学校園における地震(津波)対応指針」参照
- ・ 全校臨時休業の場合、当日配送分(当日使用分)は納品停止をお願いします。
- ・ 全校臨時休業する場合、学校給食課から納入業者へ納品停止の連絡をしますが、災害状況により交通障害や通信障害等が予測されます。地域の避難指示等、納入業者の安全確保を最優先とし、「学校園における地震(津波)対応指針」に沿った対応をお願いします。
- ・ 学校単位で給食を中止する場合、学校または学校給食課から納入業者へ納品停止の連絡をします。
- ・ 物資代金の支払いが必要な物資については、通常通り請求してください。請求書には請求が必要な理由(状況)を記載してください。
(例) 廃棄したため。他に転売できないため。半額にて転売したため減額請求。など

4. Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合

大阪府にミサイル発射情報が発信され大阪府内に落下した場合、全小中学校が「臨時休業(給食中止)」となります。

- ・ 4ページ「大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について」参照
- ・ 全校臨時休業の場合、当日配送分(当日使用分)は納品停止をお願いします。
- ・ 状況により交通障害や通信障害等が予測されます。Jアラートの内容に従い、納入業者の安全確保を最優先に行動してください。
- ・ 納品停止した物資代金の支払いについては、通常通り請求してください。請求書には請求が必要な理由(状況)を記載してください。
(例) 廃棄したため。他に転売できないため。半額にて転売したため減額請求。など

気象警報発令時の学校園対応

令和 8 年 5 月 29 日改訂

気象情報	時 間	対象校 (小学校単位)	学校園の 対応	給食対応
レベル 5 大雨特別警報 レベル 4 大雨危険警報 レベル 3 大雨警報 暴風警報・暴風特別警報 暴風雪警報・暴風雪特別警報	①午前 7 時 現在 ②午前 7 時 ～始業時間 ③始業時間 以降	全校 ※津田川・春木川（轟川）による河川氾濫・土砂災害・浸水被害は大雨警報の区分に含まれます	①②：臨時休業 ③：授業中止	①②：給食中止 ③：授業中止で給食を中止する場合、学校給食課に連絡する。
レベル 5 氾濫特別警報 レベル 4 氾濫危険警報 レベル 3 氾濫警報 ※牛滝川が対象		山滝・山直南・ 山直北・八木南・ 八木・八木北・新条・ 城北・春木・大芝 ※牛滝川によるもの	①②：臨時休業 ③：授業中止	①②③：臨時休業、授業中止で給食を中止する場合、学校給食課に連絡する。
レベル 5 土砂災害特別警報 レベル 4 土砂災害危険警報 レベル 3 土砂災害警報 ※牛滝川が対象		山滝・山直南 ※牛滝川によるもの		
レベル 5 高潮特別警報 レベル 4 高潮危険警報 レベル 3 高潮警報 波浪警報・波浪特別警報		中央・城内・浜・ 朝陽・春木・大芝・ 大宮		

学校園における地震(津波)対応指針

震度 5 弱以上	①登校前（午前 7 時まで）⇒ 臨時休業 ※ 午前 7 時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。 ② 始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ※ 学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する。 ③ 休日に発災した翌日⇒原則、臨時休業 授業を行う場合は、保護者へ連絡する。	給食対応 ①②③ 給食中止 (③で給食を行う場合は学校給食課に連絡する)	津波警報（大津波警報）	◆ 南海本線以西に位置する学校園 (中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木小、大芝小、野村中、春木中) ① 登校前（午前 7 時まで）⇒授業中止 ※ 午前 7 時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。 ② 始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ◆ 南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園 (城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中) ① 登校前（午前 7 時まで）⇒授業中止 ※ 午前 7 時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。 ② 始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ◆ 上記学校園以外⇒原則、平常時対応 避難者の状況等により、臨時休業、授業の中止、授業の繰上げ・繰下げ等の措置を行う。 ※ 臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。	給食対応 (南海線以西) ①② 給食中止 (南海線以東) ①給食中止 ②授業中止で給食を中止する場合は学校給食課に連絡する (上記学校園以外) 通常どおり(安全確認後) ※臨時休業で給食を中止する場合は学校給食課に連絡する
	④⇒ 原則、平常時対応 余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校園長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。 ※ 臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。	④通常どおり（安全確認後） ※臨時休業で給食を中止する場合は学校給食課に連絡する			

大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラート（全国瞬時警報システム）により、注意が必要な地域に警報（サイレン）が出されます。

Jアラートの内容	取るべき行動	学校園の対応	給食対応
【ミサイル発射情報と避難の呼びかけ】 「ミサイル発射。避難して下さい」* 1	屋内 ◇できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する	【登校前】 * 1～* 3 の情報が発信された場合 ⇒自宅待機 * 3 の情報が発信され、 <u>大阪府域に落下した場合</u> ⇒ 臨時休業	* 臨時休業の場合⇒給食中止
【直ちに避難することの呼びかけ】 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」* 2	屋外 ◇近くの建物や地下に避難する ◇適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る	* 1 に引き続き * 4 の情報が発信され、安全が確認できた場合 ⇒自宅待機解除 授業の繰り下げ等	* 自宅待機解除 自宅待機解除後、登校した場合、給食の準備ができれば実施
【落下場所等についての情報】 「ミサイルが○○地方に落下した可能性があります」* 3	◇引き続き屋内に避難 ◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める ◇行政からの指示に従う	【在校時】 学校園のマニュアルに従って行動する 安全が確認できるまで授業中止	(在校時) 安全確認後、給食の準備ができれば実施
「ミサイルは○○海に落下した模様」* 4	◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし		給食を中止する場合、学校給食課に連絡する
【ミサイル通過情報】 「ミサイル通過。○○から○○へ通過した模様」* 4	◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし		